

# 公害防止のしおり

鯖江市

産業環境部環境政策課

# 《目 次》

## 鯖江市公害防止条例

1 特定工場の要件	3
2 届出の種類	4
3 規制基準	
(1) ばいじん	5
(2) 排 水	6
(3) 騒 音	7
(4) 悪 臭	8
(5) 燃 料	8
4 設備基準	
(1) ばいじん	9
(2) 排 水	9
(3) 家畜の飼養施設	10
(4) 地下水揚水施設	11

## 騒音規制法

1 特定施設の種類	12
2 特定建設作業の種類	13
3 特定施設の届出	14
4 特定建設作業の届出	14
5 規制基準	
(1) 特定工場等	15
(2) 特定建設作業	16

## 振動規制法

1 特定施設の種類	17
2 特定建設作業の種類	18
3 特定施設の届出	19
4 特定建設作業の届出	19
5 規制基準	
(1) 特定工場等	20
(2) 特定建設作業	21

## 騒音・振動規制地域図

騒音規制法規制地域図	22
振動規制法規制地域図	23

## 鯖江市公害防止条例

### 1 特定工場の要件

定義：ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭を排出し、または発生させるおそれのある工場、事業場のうち、次表に掲げるもの

区 分		対 象 規 模 、 要 件			
1	物品の製造・加工または修理を常時行う工場または事業場	定格出力の合計が 3.75kW 以上の原動機を使用するもの			
		1 日当たりの平均的な排水量が 30m <sup>3</sup> 以上であるもの			
		1 日当たりの平均的な重油消費量が 0.5kl 以上であるもの			
2	右欄に該当する工場または事業場	1	レンズ製造・加工を行う工場または事業場		
		2	自動車整備工場（自動車解体工場を含む。）		
		3	合成樹脂製品の製造・加工または加熱加工所		
		4	廃油再生所（トリクロロエチレン等の回収を含む。）		
		5	窯業または土石製品の製造工場		
		6	金箴製造工場または修理工場（酸またはアルカリによる表面処理施設を有している工場・事業場に限る。）		
		7	写真フィルム現像所		
		8	鑄造工場		
		9	クリーニングを行う工場または事業場		
		10	ガソリンスタンドまたは石油給油所		
		11	紙箱および木箱の製造・加工所		
		12	旅館		
3	右欄に掲げる施設を有しているもの	1	電気メッキ施設（酸またはアルカリによる表面処理施設）		
		2	染色施設（精練槽を含む。）		
		3	吹き付け塗装施設（漆器および眼鏡枠製造業に係る施設に限る。）		
		4	廃棄物焼却炉 （1 日当たりの焼却能力が 100 kg 以上のものに限る。）		
		5	ボイラーの伝熱面積が 5 m <sup>2</sup> 以上のもの		
		6	地下水揚水施設のうち、揚水機の吐出口の断面積（揚水機が 2 以上あるときは、すべての吐出口の断面積の合計）が 6 c m <sup>2</sup> 以上のもの		
		7	クーリングタワー		
		8	家畜の飼養施設	牛	5 頭以上
				豚	5 頭以上（生後 2 月未満を除く。）
				鶏	500 羽以上（生後 2 月未満を除く。）
9	家畜の飼養施設に係る付属施設	鶏ふん乾燥施設			
		家畜の飼料煮沸施設			
		鶏の解体処理施設			

## 2 届出の種類

届出の種類	届出期限	届 出 内 容	罰 則
設置・使用 (15条、16条)  (様式第1号)	工事開始の 30日前	(1) 特定工場名称、所在地 (2) 代表者の住所、氏名 (3) 建物および施設の構造、配置 (4) 施設の使用方法 (5) 公害の防止の方法 (6) その他規則で定める事項 ① 従業員数、主要生産品目その他の 工場概要 ② 燃料の種類、消費量 ③ 用排水の系統、量 ④ 産業廃棄物の種類、量、処分方法	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合  10万円以下の罰金 (第28条)
構造等の変更 (17条)  (様式第2号)	工事開始の 30日前	ばい煙等の濃度又は程度の変更を伴う 場合で、下記のいずれかの事項 (1) 建物および施設の構造、配置 (2) 施設の使用方法 (3) 公害の防止の方法 (4) その他規則で定める事項 ① 従業員数、主要生産品目その他の 工場概要 ② 燃料の種類、消費量 ③ 用排水の系統、量 ④ 産業廃棄物の種類、量、処分方法	同上 5万円以下の罰金 (第29条)
氏名等の変更 (20条)  (様式第3号)	変更のあつ た日から30 日以内	下記のいずれかの事項 (1) 特定工場名称または所在地 (2) 代表者の住所または氏名	同上 3万円以下の罰金 (第30条)
承継 (21条)  (様式第4号)	承継のあつ た日から30 日以内	特定工場を譲り受け、または借り受け た者(地位を承継した者)が、承継し た事項について届出	同上 3万円以下の罰金 (第30条)
事故報告 (23条1項)  (書式自由)	事故発生後 ただちに	事故の内容および応急の措置の内容	同上 3万円以下の罰金 (第30条)
事故再発防止 措置計画書 (23条2項)  (様式第5号)	事故発生 の日から30 日以内	再発防止のための措置に関する計画	同上 3万円以下の罰金 (第30条)

### ※ 提出部数

正副各1部(計2部) (但し、事故報告は1部提出)

### 3 規制基準（規則 別表第2）

#### (1) ばいじんに係る規制基準

特定工場の種類		規 模	排 出 基 準
ボイラーを使用するもの	重油その他の液体燃焼またはガスを専焼するボイラーを使用するもの	大気汚染防止法の適用を受ける規模のものを除く。	0.3 g/Nm <sup>3</sup>
	石炭を専焼するボイラーを使用するもの		0.8 g/Nm <sup>3</sup>
	上記以外のボイラーを使用するもの		0.4 g/Nm <sup>3</sup>
焼成炉および溶融炉を使用して窯業製品の製造または加工を行うもの		焼成炉および溶融炉の火格子面積が0.5平方メートル以上1.0平方メートル未満であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であるか、または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	0.4 g/Nm <sup>3</sup>
廃棄物焼却炉を使用するもの		廃棄物焼却炉の火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、または焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。	0.7 g/Nm <sup>3</sup>

(1) ばいじんの量は、日本工業規格（以下「規格」という。）Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじん量には燃料の点火、灰の除去のための火層整理またはすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間に6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

(2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

## (2) 排水に係る規制基準

項目	許容限度		測定方法
水素イオン濃度	新設	5.8以上8.6以下	規格K0102の12.1に定める方法
	既設	5.8以上8.6以下	
生物化学的酸素要求量(単位 mg/l)	新設	100	規格K0102の21に定める方法
	既設	120	
浮遊物質量 (単位 mg/l)	新設	70	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)付表8に掲げる方法
	既設	100	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/l)	新設	5(鉱油) 30(動植物油)	昭和49年9月環境庁告示(排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「告示」という。)付表8に掲げる方法
	既設	5(鉱油) 30(動植物油)	
フェノール類含有量(単位 mg/l)	新設	5	規格K0102の28.1に定める方法
	既設	5	
銅含有量 (単位 mg/l)	新設	3	規格K0102の52.2、52.3、52.4または52.5に定める方法
	既設	3	
亜鉛含有量 (単位 mg/l)	新設	2	規格K0102の53に定める方法
	既設	2	
溶解性鉄含有量 (単位 mg/l)	新設	10	規格K0102の57.2、57.3、57.4に定める方法
	既設	10	
溶解性マンガン含有量(単位 mg/l)	新設	10	規格K0102の56.2、56.3、56.4または56.5に定める方法
	既設	10	
クロム含有量 (単位 mg/l)	新設	2	規格K0102の65.1に定める方法
	既設	2	
大腸菌群数 (単位 個/cm <sup>3</sup> )	新設	3,000	下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める方法
	既設	3,000	
ニッケル含有量 (単位 mg/l)	新設	5	規格K0102の59.2に定める方法
	既設	10	
色または臭気	放流先で支障をきたすような色または臭気を帯びてはならない。		

### 備考

- ① 「新設」とは、昭和50年12月25日以後新たに設置された特定工場をいう。
- ② この規制基準は、1日当たりの平均的な排水量が30立方メートル以上の特定工場に適用する。ただし、1日当たりの平均的な排水量が50立方メートル以上の特定工場のうち、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定の適用を受ける特定工場にあっては、この規制基準(ニッケル、色および臭気を除く。)は適用しない。
- ③ この規制基準のうちニッケルについては、電気メッキ施設を有する特定工場について適用する。
- ④ この規制基準の許容限度は、1日の平均的な汚染状態の日間平均値とする。
- ⑤ 特定工場が2以上の排水口を有するときは、それぞれの排水口ごとにこの規制基準を適用する。

(3) 騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	朝	昼 間	夕	夜 間
第1種区域	45 dB	50 dB	40 dB	40 dB
第2種区域	50 dB	60 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	60 dB	65 dB	60 dB	55 dB
第4種区域	65 dB	70 dB	65 dB	60 dB
その他の区域	55 dB	60 dB	55 dB	55 dB

備考

- ① この規制基準は、定格出力の合計が、3.75 kW以上の原動機を使用する特定工場について適用する。
- ② 「朝」とは午前6時から午前8時までを、「昼間」とは午前8時から午後7時までを、「夕」とは午後7時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。
- ③ 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- ④ 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。  
この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとし、測定点は騒音を発生する特定工場の敷地の境界線上とする。
- ⑤ 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次に定めるところによるものとする。
  - ア 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - イ 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - ウ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - エ 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値90パーセントレンジの上端の数値とする。
- ⑥ 「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」、「第4種区域」および「その他の区域」とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
  - ア **第1種区域** 都市計画法に掲げる第1種低層住居専用地域または第2種低層住居専用地域として定められた区域
  - イ **第2種区域** 都市計画法に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域または準住居地域として定められた区域
  - ウ **第3種区域** 都市計画法に掲げる近隣商業地域、商業地域または準工業地域として定められた区域
  - エ **第4種区域** 都市計画法に掲げる工業地域として定められた区域
  - オ **その他の区域** 前各号に掲げる区域以外で工業専用地域を除く区域
- ⑦ 第2種区域、第3種区域、第4種区域およびその他の区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校、児童福祉法（昭和22年法律第164

号) 第7条の保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院もしくは同条第2項の診療所のうち患者を収容させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項の図書館または老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3の特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域に敷地の一部または全部を有する特定工場においては、当該50メートル以内の区域内の特定工場の敷地境界線における騒音の規制基準は、この表に掲げる規制基準から5デシベルを減じるものとする。

- ⑧ この表に掲げる規制基準は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)および福井県公害防止条例の規定の適用を受ける特定工場については、適用しない。

#### (4) 悪臭に係る規制基準

項目	許 容 値
悪 臭	特定工場の敷地境界線上において臭気強度法による臭気強度0から3までとする。

- 備考 ① この表に定める臭気強度法とは、附表に定めるものとする。  
 ② この規制基準は、別表第1第3項第8号および第9号に掲げる特定工場について適用する。ただし、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける特定工場については、適用しない。

附表

臭気強度	臭 気 の 程 度
0	無臭
1	やっと感知できる臭い
2	何の臭いであるかわかる弱い臭い
3	らくに感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

#### (5) 燃料基準

区 分	燃料消費量(単位 k1/日)	いおう含有率(単位 %)
特定工場	0.5以上 2未満	1.5以下
	2.0以上	1.3以下

- 備考 ① この表に掲げる燃料中のいおう含有率は、規格K2541に定める方法により測定するものとする。  
 ② 排煙脱硫装置を設置している施設については、その脱硫効率を考慮するものとする。  
 ③ 燃料基準に適合する燃料を取得することが困難な場合で、特に市長が認めるときはこれによらないことができる。

#### 4 設備基準（別表第3）

##### (1) ばいじんに係る設備基準

ばい煙発生施設		設備基準
種類	規模または能力	
ボイラー	重油を燃料とするもので1時間当たりの消費量が3kl以上のもの	電気集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
	重油を燃料とするもので1時間当たりの消費量が0.8kl以上3kl未満のもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり100kg以上のもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること
窯業製品の製造の用に供する焼成炉および熔融炉	火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50l以上であるか、または変圧器の定格容量が200KVA以上であるもの	遠心力集じん装置またはこれと同等以上の集じん能力を有する集じん装置を設けること。

備考 ① この表に掲げる設備基準は、昭和50年12月1日以降新たに設置または増設したばい煙発生施設に限って適用する。

② この表に掲げるばい煙発生施設のうち排煙脱硫装置を有する施設については、この基準を適用しない。

##### (2) 排水に係る設備基準

特定工場の種類	規模	設備基準
電気メッキ施設 (酸アルカリによる表面処理施設を含む。)	すべての特定工場	分解、還元、吸着および凝集沈殿の方式による排水処理施設もしくはこれらと同等以上の能力を有する排水処理施設または酸もしくはアルカリによる中和処理施設を設けること。
染色施設 (精練槽を含む。)	1日当たりの平均的な排水量が50m <sup>3</sup> 以上のもの	凝集沈殿の方式による排水処理施設またはこれらと同等以上の能力を有する排水処理装置施設を設けること。
自動車整備工場 (自動車解体工場を含む。) ガソリンスタンドまたは石油給油所、廃油再生所（トリクロエチレンの回収を含む。)	すべての特定工場	油分の流出を防止するための油分分離槽（分離槽が2槽以上に連結されているものをいう。）の設置またはこれらと同等以上の能力を有する油分分離装置を設けること。

備考

この表に定める設備基準のうち、特定工場の排水の排出先が下水道法（昭和33年法律第79号）に定める下水道（終末処理場を有するものに限る。特定公共下水道を含む。）に排水している場合は、当該排水についてはこの基準を適用しない。

### (3) 家畜の飼養施設に係る設備基準

家畜の飼養施設の種類	設備基準
牛豚を飼養する飼養施設	<p>ア 床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>イ 内壁は飼養し、または収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、清掃に支障をきたさない構造を有すること。</p> <p>ウ 内部は清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>エ 床の周辺の地面で、汚物または汚水が飛散するおそれがある箇所は不浸透性材料で被覆され、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>オ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>カ 汚物処理設備として汚物だめおよび汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合は汚水だめを有することを要しない。</p> <p>キ 汚物だめおよび汚水だめは不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>ク 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>ケ 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p>
鶏を飼養する飼養施設	<p>ア 内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>イ 鶏の家きん舎の床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>ウ 汚物処理施設として汚物だめおよび汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合は、汚水だめを有することを要しない。</p> <p>エ 鶏の家きん舎の床は、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。</p> <p>オ 汚物だめおよび汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>カ 鶏の家きん舎から汚水だめおよび汚水の浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>キ 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p>
家畜の飼養施設に係る付属施設	<p>(1) 鶏ふん乾燥施設</p> <p>ア 完全に乾燥させることができる構造の乾燥施設が設けられていること。</p> <p>イ 乾燥により発生する臭気を処理することができる適当な広さと高さの煙突が設けられていること。</p> <p>ウ 鶏ふん乾燥施設を有する建物の構造は、完全に密閉できる構造とすること。</p> <p>(2) 家畜の飼料煮沸施設</p> <p>ア 床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>イ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる</p>

	<p>できる設備が設けられていること。</p> <p>ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>エ 煮沸施設を有する建物は、密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ適当な容量の容器が備えられていること。</p> <p>(3) 鶏の解体処理施設</p> <p>ア 解体室を有すること。</p> <p>イ 解体室の床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>ウ 解体室には採光設備および洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>エ 汚物処理施設として汚物だめおよび汚水だめまたは汚水の浄化装置を有すること。</p> <p>オ 汚物だめおよび汚水だめは不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>カ 汚物だめおよび汚水だめの周辺の地面で汚物を搬入し、または汚水を汲み出す際に汚物または汚水が飛散するおそれがある箇所は不浸透性材料で被覆されていること。</p> <p>キ 解体室から汚水だめおよび汚水の浄化装置に通ずる排水溝が設けられていること</p> <p>ク 排水溝は不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>ケ 犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p>
--	--

備考 この表に掲げる設備基準は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の規定の適用を受けている家畜飼養施設については、これを適用しない。

#### (4) 地下水揚水施設に係る設備基準

地下水揚水施設を設置しているものは、次に掲げる水量測定器のうち揚水施設の構造、水量、水圧等に応じ、揚水量を最も確実に測定できるものを取り付け、毎日の揚水量を記録しなければならない。

- ① 実測型水道メーター
- ② 接線流羽根車式水道メーター
- ③ 副管付水道メーター
- ④ 軸流羽根車式水道メーター
- ⑤ ベンチュリー管分流式水道メーター

## 騒音規制法

### 1 特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第1）

種 類		要 件	
1	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る
		製管機械	
		ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る
		液圧プレス	矯正プレスを除く
		機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る
		せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る
		鍛造機	
		ワイヤーフォーミングマシン	
		ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものに限る
		タンブラー	
	切断機	といしを用いるものに限る	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る	
4	織機	原動機を用いるものに限る	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る	
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る
		ハ 碎木機	
		ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る
		ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る
		ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る
8	抄紙機		
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る	
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る	

## 2 特定建設作業の種類（騒音規制法施行令別表第2）

種 類		要 件
1	くい打機（もんけんを除く。）を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く
2	くい抜機を使用する作業	
3	くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式を除く
4	びょう打機を使用する作業	
5	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
6	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が15kw以上
7	コンクリートプラントを設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上
8	アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上
9	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上
10	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上
11	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上

### 3 特定施設の届出

届出の種類		内容	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則
1	設置届出 (第6条第1項)	指定地域内で工場等に特定施設を新たに設置しようとする場合	2部 様式1	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 5万円以下の罰金(30条)
2	使用届出 (第7条第1項)	指定地域となった際に現に工場等に特定施設を設置(設置の工事を行っている者を含む。)している場合	2部 様式2	指定地域となった日または当該施設が特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の罰金(31条)
3	特定施設の種類の数変更届 (第8条第1項)	1又は2の届出に係る特定施設の種類の数を変更する場合	2部 様式3	特定施設の種類の数変更に係る工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の罰金(31条)
4	騒音防止の方法変更届 (第8条第1項)	1または2の届出に係る騒音防止の方法の変更の場合。ただし、騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く。	2部 様式4	騒音防止の変更に係る工事の開始の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の罰金(31条)
5	氏名(名称、住所、所在地)変更届出 (第10条)	1又は2の届出に係る氏名、名称、住所、所在地の変更又は使用の廃止をした場合	2部 様式6又は7	氏名、名称、住所、所在地の変更又は使用の廃止をした日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 1万円以下の過料(33条)
6	承継届出 (第11条第3項)	1又は2の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による。)を承継する場合	2部 様式8	承継があった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 1万円以下の過料(33条)

### 4 特定建設作業の届出

届出の種類		内容	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則
1	特定建設作業実施届出書 (第14条第1項、第2項)	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合	2部 様式9	1項…特定建設作業の開始の日の7日前	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の罰金(31条)
				2項…災害その他非常の事態の場合は速やかに届け出る。	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 1万円以下の過料(33条)

## 5 規制基準

### (1) 特定工場等の規制基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚・農・通・運告示 1 号、改正：平成 13 年 3 月 5 日環告 9 号)

都市計画法に基づく 用途区域の区分	規制区域 区 分	規 制 基 準 ( d B )			
		朝	昼間	夕	夜間
		6:00~8:00	8:00~19:00	19:00~22:00	22:00~6:00
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種	45	50	40	40
第 2 種低層住居専用地域					
第 1 種中高層住居専用地域	第 2 種	50	60	50	45
第 2 種中高層住居専用地域					
第 1 種住居地域					
第 2 種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域	第 3 種	60	65	60	55
商業地域					
準工業地域					
工業地域	第 4 種	65	70	65	60
<p>注) 第 2 種区域、第 3 種区域または第 4 種区域の区域内にある学校、保育所、病院および患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館ならびに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、基準値から 5 デシベルを減じた値とする。</p>					

#### 備考

- (1) 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。
- (2) 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - ① 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - ② 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - ③ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
  - ④ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

[昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号、改正平成13年3月5日環告9号]

特定建設作業の種類		種類に対応する規制基準				
		騒音の大きさ (dB)	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜、その他の休日の作業禁止
くい打機(もんけんを除く。)を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く	85	第1号区域	第1号区域	連続6日以内	日曜日及びその他の休日
くい抜機を使用する作業	すべて					
くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式を除く					
びょう打機を使用する作業	すべて					
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業		午後7時から翌日の午前7時まで	10時間		
空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が15kw以上					
コンクリートプラントを設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上					
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上		第2号区域	第2号区域		
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上		午後10時から翌日の午前6時まで	14時間		
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上					
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上					
備考1	第1号区域とは、騒音に係る規制区域のうち、第1種区域から第4種区域に属する区域であつて、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域をいう。第2号区域とは、規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。					
備考2	騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。					

※ 騒音の測定方法は、「特定工場等の騒音の測定方法」と同じ。

## 振 動 規 制 法

### 1 特定施設の種類（施行令別表第1）

種 類		要 件	
1	金 属 加 工 機 械	液圧プレス	矯正プレスを除く
		機械プレス	
		せん断機	原動機の定格出力が 1 kw 以上のものに限る
		鍛造機	
		ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る
2	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る	
4	織機	原動機を用いるものに限る	
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る	
6	木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	
		チップパー	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る
7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る	
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る	

2 特定建設作業の種類（施行令 別表第2）

作業の種類		摘要
1	くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く
2	くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く
3	くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く
4	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
5	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
6	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業

### 3 特定施設の届出

届出の種類		内容	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則
1	設置届出 (第6条第1項)	指定地域内で工場等に特定施設を新たに設置しようとする場合	2部 様式1	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 30万円以下の罰金(26条)
2	使用届出 (第7条第1項)	指定地域となった際に工場等に特定施設を設置(設置の工事を行っている者を含む。)している場合	2部 様式2	指定地域となった日または当該施設が特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 10万円以下の罰金(27条)
3	特定施設の種別及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届 (第8条第1項)	1又は2の届出に係る特定施設の種別及び能力ごとの数または特定施設の使用の方法を変更する場合。ただし、環境省令に定める軽微な変更を除く。	2部 様式3	特定施設の種別ごとの数及び能力ごとの数または特定施設の使用の方法の変更に係る工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 10万円以下の罰金(27条)
4	振動の防止の方法変更届 (第8条第1項)	1または2の届出に係る振動防止の方法の変更の場合。ただし、振動の大きさの増加を伴わない場合を除く。	2部 様式4	振動の防止の変更に係る工事の開始の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 10万円以下の罰金(27条)
5	氏名(名称、住所、所在地)変更届出 (第10条)	1又は2の届出に係る氏名、名称、住所、所在地の変更をした場合	2部 様式6	氏名、名称、住所、所在地の変更をした日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の過料(29条)
6	特定施設使用全廃届出 (第10条)	1又は2の届出に係る特定施設のすべての使用の廃止をした場合	2部 様式7	使用の廃止をした日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の過料(29条)
7	承継届出 (第11条第3項)	1又は2の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による。)を承継する場合	2部 様式8	承継があった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の過料(29条)

### 4 特定建設作業の届出

届出の種類		内容	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則
1	特定建設作業実施届出書 (第14条第1項、第2項)	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合	2部 様式9	1項…特定建設作業の開始の日の7日前	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 10万円以下の罰金(27条)
				2項…災害その他非常の事態の場合は速やかに届け出る。	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 3万円以下の過料(29条)

※ 当該作業が、その作業を開始した日に終わる場合を除く。

## 5 規制基準

### (1) 特定工場等の規制基準

都市計画法に基づく 用途区域の区分	規制区域 区 分	規 制 基 準	
		昼間	夜間
		6 : 00～22 : 00	22 : 00～6 : 00
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種	60	55
第 2 種低層住居専用地域			
第 1 種中高層住居専用地域			
第 2 種中高層住居専用地域			
第 1 種住居地域			
第 2 種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	第 2 種	65	60
商業地域			
準工業地域			
工業地域			

備考

(1) 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行う。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

(2) 振動の測定方法は、次のとおりとする。

① 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

ニ 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	3dB	4dB	5dB	6dB	7dB	8dB	9dB
補 正 値	3dB	2dB		1dB			

(3) 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

① 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

② 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

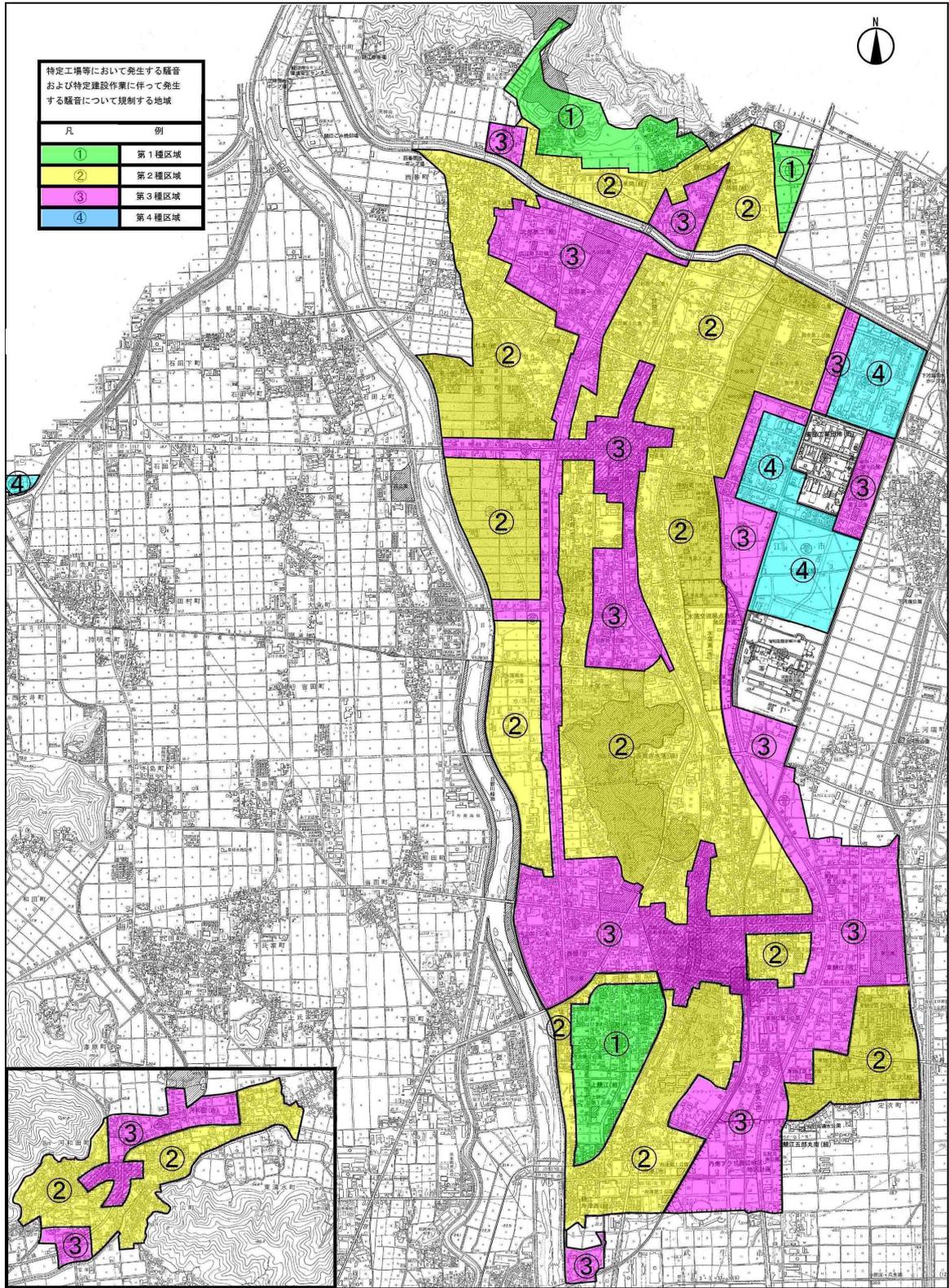
③ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

[昭和 51 年 6 月 10 日 振動規制法法律 64 号、改正 平成 16 年 6 月 9 日法律 94 号]

特定建設作業の種類		種類に対応する規制基準				
		振動の大きさ (dB)	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜、その他の休日の作業禁止
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く	75	第1号区域	第1号区域	連続6日以内	日曜日及びその他の休日
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く					
くい打機、くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く		午後7時から翌日の午前7時まで	10時間		
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて					
舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業					
ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間			
備考1		第1号区域とは、振動に係る規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域から第4種区域に属する区域であつて、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域をいう。第2号区域とは、規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。				
備考2		振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。				

※ 測定方法は、「特定工場等の規制基準」備考欄に同じ。



## 2 振動規制法 規制地域図

